

競争的資金等不正防止計画における 「換金性物品」の取り扱いについて

平成28年9月30日（金）
北部構内管理課管理掛 作成



換金性の高い物品の管理について

- 平成28年3月2日付、財務担当理事による通知「換金性の高い物品の管理について」により、下記の物品を「換金性物品」として定め、固定資産および少額資産に準じた管理を行うこととなりました。
- 1.換金性物品として定められたもの
取得原価10万円未満のパソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器
- 2.適用範囲
 - (1) 平成28年4月1日以降に取得する物品が対象
 - (2) 全ての財源が対象（現物寄附も含む）

競争的資金等不正防止計画－第4次－記載内容

【不正の発生要因】換金性の高い物品の管理が不十分

【対応する不正防止計画】換金性の高い物品の管理体制・システムの構築

【具体的行動】パソコン等の換金性の高い物品の管理について、財務会計システム等を用いて各部局で適切に管理できる方法を周知し、運用を図る

換金性物品の管理方法

- 換金性物品の管理方法については、原則、固定資産および少額資産と同様の方法とする。
 - ① 財務会計システムにて資産登録を行い、対象物品に資産シールの貼り付けを行う。
 - ② 不用となり処分をするときは、「不用決定申請書」を提出いただき、管理掛より不用決定承認通知書が届き次第廃棄する。
 - ③ 学内他部局等へ所属換えをするときは、「所属換依頼書」を提出いただき、物品を移管する。
 - ④ 使用責任者の異動等により学外のお機関へ贈与する場合は、相手方機関より「物品贈与申請書」を提出いただき、手続き後に物品を移管する。
 - ⑤ 固定資産・少額資産と異なり、定期的な実査を実施することは予定されていないが、内部監査時に抽出実査を施行予定となっていることから、適切な物品管理をすることが必要。

Q & A ①

Q 1 換金性物品に該当するものはどんなものですか

- A 1 換金性物品に該当するものは「取得原価10万円未満のパソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器」で、これらに類する機能をもつ機器が対象となります。
判断に迷う場合は、管理掛まで問い合わせをお願いいたします。

Q 2 換金性物品と固定資産・少額資産の管理方法などに違いはありますか

- A 2 換金性物品は、固定資産・少額資産に準じた管理を行うこととなっていますので、すべて同様の管理を行い、廃棄・贈与等手続き書類についても、同じものを使用することとします。

Q & A ②

Q 3 換金性物品を出張先に持ち出すことはできますか

- A 3 換金性物品を出張の際等に持ち出すことは可能ですが、固定資産・少額資産と同様に適切に管理する必要があります。き損、亡失、盗難等されないようくれぐれもご注意頂き、亡失、盗難が起こった際は固定資産・少額資産と同様に、警察への届出ならびに管理掛までご報告願います。

※本年も海外出張中の盗難被害が発生しております。換金性物品を含め、持出資産については、床に置かない・目を離さない等、盗難防止に努めていただきますよう改めて教職員及び学生へ周知徹底をお願いします。

Q & A ③

Q 4 換金性物品も供用公募に掲載されますか

- A 4 換金性物品についてのみ、廃棄手続きの際に修理不能証明書の提出がない場合でも、原則供用公募への掲載はいたしません。換金性物品を供用公募に掲載したい場合は、不用申請時にその旨をご連絡ください。

Q 5 平成27年度以前に取得した10万円未満のパソコン等を廃棄するとき、換金性物品として手続きが必要ですか

- A 5 平成28年4月1日以降に取得したものが換金性物品の対象となります。それ以前に取得した10万円未満のパソコンやカメラ等は、消耗品と同様に処分していただいて問題ありません。

競争的資金不正防止計画について

平成28年9月30日（金）
北部構内管理課管理掛 作成



不正使用に対する処分等 ①

- 不正使用を行った「個人」に対する処分だけでなく、「研究機関」が資金配分機関から処分を受けることがあります。

<個人に対する処分>

【学内からの処分】

- 懲戒解雇、諭旨解雇、停職、減給、戒告の懲戒処分（教職員就業規則第48条）
- 懲戒処分に至らない場合でも、訓告、嚴重注意または注意（教職員就業規則第50条）
- 自らの過去の不正について機関に自己申告した場合は、懲戒処分等において情状が考慮される可能性あり（懲戒規程第3条第6号）

【資金配分機関からの処分】

- 競争的資金等の制度毎に応募資格停止、加算金を含めた資金の返還等のペナルティ
- 私的流用の有無にかかわらず、機関への補助金であっても、研究者本人に弁償責任

【法律上の処分】

- 本学又は資金配分機関から民事上の責任追及または刑事告訴を受ける可能性あり

不正使用に対する処分等 ②

＜研究機関に対する処分＞

研究機関に対して、次のペナルティが科せられることがあります。

- 研究費の不適切処理の疑いが生じ、適切な納品検査を怠っていた場合は、研究機関が当該研究費に相当する額を返還
- 経費管理体制の不備により悪質な不正使用事案が発生した場合には、研究機関に対する間接経費の減額査定等が実施
- 競争的資金の配分停止措置を受ける可能性あり

＜処分以外にも＞

不正使用のあった事案は、調査委員会の調査結果として、研究者の所属・職・氏名等を含めて原則公表されます。

研究者と大学の双方にとって、調査等に係る膨大な時間とコスト、報道された場合の社会的な信用失墜など、大きなダメージを受けます。

応募資格制限の厳罰化・適正化

- 特に悪質な不正使用の事案に対しては、厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて応募資格が制限されます。

①私的流用を行った者に対する応募資格制限の厳罰化

10年

②私的流用以外の不正使用を行った者に対する応募資格制限の厳罰化・適正化

1～5年

不正使用の行為の内容に応じて判断

③善管注意義務違反※に対する応募資格制限

最大2年

※自ら不正使用に関与していない場合でも、研究資金の管理責任者としての責務を全うしていなかった場合